

裁判員裁判と死刑制度

－弁護人から見た現状と課題－

制度開始から 7 年...

今、裁判員裁判は、どのように運用され、何が問題なのか？

裁判員裁判で死刑はどう取り扱われているのか？

わが国の死刑制度、何が問題なのか？

裁判員裁判に弁護人として関わってきた弁護士が語ります。

講演者：園田 ^{まさし} 理氏（弁護士）

【園田 理先生プロフィール】

昭和 45 年 3 月名古屋市生まれ

岐阜県各務原市出身

昭和 63 年 3 月岐阜県立岐阜高校卒業

平成 5 年 3 月東京大学法学部卒業

平成 7 年 4 月名古屋弁護士会（現・愛知県弁護士会）に弁護士登録

平成 12 年 4 月園田法律事務所開設

現在、愛知県弁護士会刑事弁護委員会副委員長、中部弁護士会連合会
刑事弁護委員会委員長、日弁連取調べの可視化本部事務局員を務める。

これまで裁判員裁判で弁護人を務めた経験は 9 件。



挨拶：小島 透（愛知大学法学部長・法学会長）

司 会：西津 政信（愛知大学法学部教授）

日時：2016 年 6 月 4 日（土）

10：45～12：15（開場 10：00）

会場：愛知大学名古屋校舎 L 棟 7 階
L706 教室

聴講料：無料 ※申込み不要

問い合わせ先：

愛知大学法学部 西津 政信

Tel. : 052-564-6119+(内線) 80403

E-mail : mnishizu@vega.aichi-u.ac.jp

愛知大学共同学会室(法学会) 小澤(こざわ)

Tel. : 052-564-6119+(内線) 20850

E-mail : ckozawa@vega.aichi-u.ac.jp

裁判員裁判と死刑制度

－弁護士から見た現状と課題－

弁護士 園田 理

■ なぜ導入？

「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが
司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」（裁判員法1条）

■ どのくらいの件数？

	H22		H23		H24		H25		H26	
全国地裁通常第1審	86,386		80,607		76,587		71,768		72,776	
全国地裁裁判員	1,591	1.8%	1,624	2.0%	1,345	1.8%	1,329	1.9%	1,303	1.8%
名古屋地裁本庁裁判員	67		88		53		38		64	
名古屋地裁岡崎支部裁判員	21		25		25		16		26	

■ どう変わった？

	これまでの刑事裁判・刑事手続	裁判員裁判
捜査段階	被疑者取調べの重視	⇒変化の兆し？
	密室での取調べ	⇒ <u>身体拘束後は全過程録画¹</u>
起訴から第1回公判まで	公判の事前準備 ・検) 請求証拠開示 ↓ ・弁) 証拠意見の確定	公判前整理手続 ² ・検) 証明予定事実記載書面 ・検) 証拠調請求 * 証拠の厳選 ・検) 請求証拠開示 任意開示 ↓ ・弁) <u>類型証拠開示請求³</u> ・検) 類型証拠開示

¹ 法律による義務付け

² 裁判員裁判以外の事件についても請求権付与

³ 対象追加, 証拠一覧表交付

		↓ ・ 弁) 予定主張明示 ・ 弁) 証拠意見 ・ 弁) 主張関連証拠開示請求 ・ 検) 主張関連証拠開示 ・ 弁) 証拠調請求 ↓ ・ 検) 証拠意見 ↓ ・ 検・弁) 証拠の整理・統合 ・ 裁) 争点の整理 ・ 裁) 証拠の採否 ・ 裁) 審理計画策定 ● 整理手続後の証拠調請求の制限
	「人質司法」	⇒変化の兆し ⁴
		裁判員選任手続
公判	五月雨式	⇒連続・集中
	冒頭手続	冒頭手続
	証拠調手続 ・ 検) 冒頭陳述 書面 (文章) ・ 検) 証拠調請求 ↓ ・ 弁) 証拠意見 ↓ ・ 裁) 証拠の採否 ↓ ・ 証拠調べの実施 証拠書類中心＝調書裁判 調書に残す尋問 主尋問調書を読んでからの反対尋問	証拠調手続 ・ 検) 冒頭陳述 ・ 弁) 冒頭陳述 ⇒レジュメ・メモ ↓ ・ 証拠調べの実施 尋問中心＝直接主義・口頭主義 見て聴いて分かる尋問 主尋問後直ちに反対尋問

⁴ 裁量保釈の考慮事情 (身体拘束継続により受ける不利益等) 明記

	弁論手続 ・検) 論告・求刑 ・弁) 弁論 書面 (文章) ・被) 最終陳述	弁論手続 ・検) 論告・求刑 ・弁) 弁論・科刑意見 ⇒レジュメ・メモ 裁判所の量刑検索システムの 利用 ・被) 最終陳述
評議		<u>多数決</u> <u>評議の秘密</u>
判決		簡潔化
控訴審		一審判決の尊重

■ 実際担当した事件は？

	罪名	内容	争点	起訴	判決	求刑	判決結果
1	強盗殺人未遂	強盗目的でコンビニ店員を殺害未遂	責任能力	H21. 6	H22. 12	懲役 7 年	懲役 5 年 6 月
2	強盗殺人	強盗目的で父親を殺害	殺意, 強盗目的, 急迫不正の侵害	H21. 8	H22. 11	無期懲役	無期懲役
3	覚せい剤取締法違反, 麻薬及び向精神薬取締法違反, 関税法違反	覚せい剤, 麻薬を輸入 (日本で実行犯に依頼した役)	同一人物か	H21. 11	H23. 10	懲 役 15 年・罰金 500 万円	懲 役 13 年・罰金 500 万円
4	強盗致傷, 出入国管理及び難民認定法違反	元同僚から強盗した際負傷させた	暴行	H22. 12	H23. 10	懲役 8 年	懲役 4 年
5	殺人	交際相手を殺害	殺害依頼	H23. 6	H24. 8	懲 役 15 年	懲役 13 年
6	住居侵入, 強盗殺人, 強盗殺人未遂	強盗目的で夫婦を殺害, 強盗目的で別人を殺害未遂	強盗目的, 殺意	H24. 8	H28. 2	死刑	無期懲役

7	殺人未遂	包丁で兄を殺害未遂	殺意	H26.3	H27.3	懲役5年	懲役2年6月執行猶予4年保護観察
8	殺人未遂, 傷害, 銃砲刀剣類所持等取締法違反, 窃盗	所携の自作刃物で雇い主を殺害未遂, 別人を傷害, 車を盗んで逃走	殺意	H26.8	H27.7	懲役10年	懲役4年6月
9	殺人未遂, 銃砲刀剣類所持等取締法違反	所携の果物ナイフで自治会役員を殺害未遂	殺意	H26.8	H27.9	懲役7年	懲役4年

■ 導入されて良かった点は？

- ・ 刑事裁判・刑事手続全体の適正化, 活性化 (cf. 調書裁判, 人質司法, 99.9%の有罪率, 「わが国の刑事裁判はかなり絶望的である」)
- ・ 法廷弁護技術の重要性の認識
- ・ 真剣な法廷, 柔軟な判断

■ 課題は？

- ・ 制度改善のためには, 裁判員の守秘義務の緩和の必要
- ・ 死刑を争点化しなくてよいか
- ・ 多数決で死刑を言い渡してよいか
- ・ 公判前整理手続の長期化？
- ・ 裁判員へのアンケートの結果, 弁護人の法廷活動が, 検察官に比べ, 明らかに「わかりにくい」との評価 → 弁護士会としての対応

■ 裁判員裁判導入後の死刑判決等の状況は？

- ・ 「殺人, 強盗殺人の認知件数等についての統計」(S21~H21)

・平成 22 年以降の状況

	認知件数		起訴件数		死刑言渡し人員（第一審）		死刑判決確定人員
	殺人	強盗殺人	殺人	強盗殺人	殺人	強盗殺人	
H22	1,012	36	379	42	3	1	9
H23	991	34	385	43	3	7	22
H24	967	35	332	40	2	1	10
H25	880	31	311	45	2	3	8
H26	993	17	321	33	0	2	7

・最高裁 H27. 2. 3 決定

「…死刑は、…他の刑罰とは異なり被告人の生命そのものを永遠に奪い去るという点で、あらゆる刑罰のうちで最も冷厳で誠にやむを得ない場合に行われる究極の刑罰であるから、…その適用は慎重に行われなければならない。

また、…他の刑罰とは異なる究極の刑罰である死刑の適用に当たっては、公平性の確保にも十分に意を払わなければならないものである。…死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点からすると、同様の観点で慎重な検討を行った結果である裁判例の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、また、評議に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論することが不可欠である。

…

そして、評議の中では、…結論を出すに当たっては、各要素に与えられた重みの程度・根拠を踏まえて、総合的な評価を行い、死刑を選択することが真にやむを得ないと認められるかどうかについて、前記の慎重に行われなければならないという観点及び公平性の確保の観点をも踏まえて議論を深める必要がある。

その上で、死刑の科刑が是認されるためには、死刑の選択をやむを得ないと認めた裁判体の判断の具体的、説得的な根拠が示される必要があ（る）」

・S55 年度から H21 年度までの 30 年間に確定した死刑求刑事件のうち死刑又は無期懲役が確定した殺人及び強盗殺人事件

（司法研修所編「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」平成 24 年法曹会 109 頁）

死亡被害者数	求刑合計	死刑宣告	無期刑宣告
1 名殺人	48 件	18 人 (38%)	30 人 (62%)
1 名強盗殺人	52 件	14 人 (27%)	38 人 (73%)

2名殺人	65件	31人(48%)	34人(52%)
2名強盗殺人	99件	65人(66%)	34人(34%)
3名以上殺人	61件	44人(72%)	17人(28%)
3名以上強盗殺人	21件	21人(100%)	0人(0%)

■ 死刑存廃の論拠は？

死刑存置の立場	死刑廃止の立場
人を殺した者は、自らの生命をもって罪を償うべき	死刑は、野蛮で残酷だから廃止すべき
一定の極悪非道な犯人に対しては死刑を科すべきとするのが、国民の一般的な法的確信	死刑の廃止は国際的潮流 ⁵ で、我が国においても死刑を廃止すべき
最高裁の判例上、死刑は憲法にも適合する	死刑は、憲法36条が絶対的に禁止する「残虐な刑罰」に該当
誤判が許されないことは、死刑以外の刑罰についても同様	死刑は、一度執行すると取り返しがつかないから、裁判に誤判の可能性がある以上、死刑は廃止すべき
死刑制度の威嚇力は犯罪抑止に必要	死刑に犯罪抑止効果があるか否か疑わしい
被害者・遺族の心情からすれば死刑制度は必要	犯人には被害者・遺族に被害弁償をさせ、生涯、罪を償わせるべき
凶悪な犯罪者による再犯を防止するために死刑が必要	どんな凶悪な犯罪者であっても更生の可能性はある

⁵ 「死刑の潮流 1996-2015」「2015年死刑執行国」

殺人、強盗殺人の認知件数等についての統計

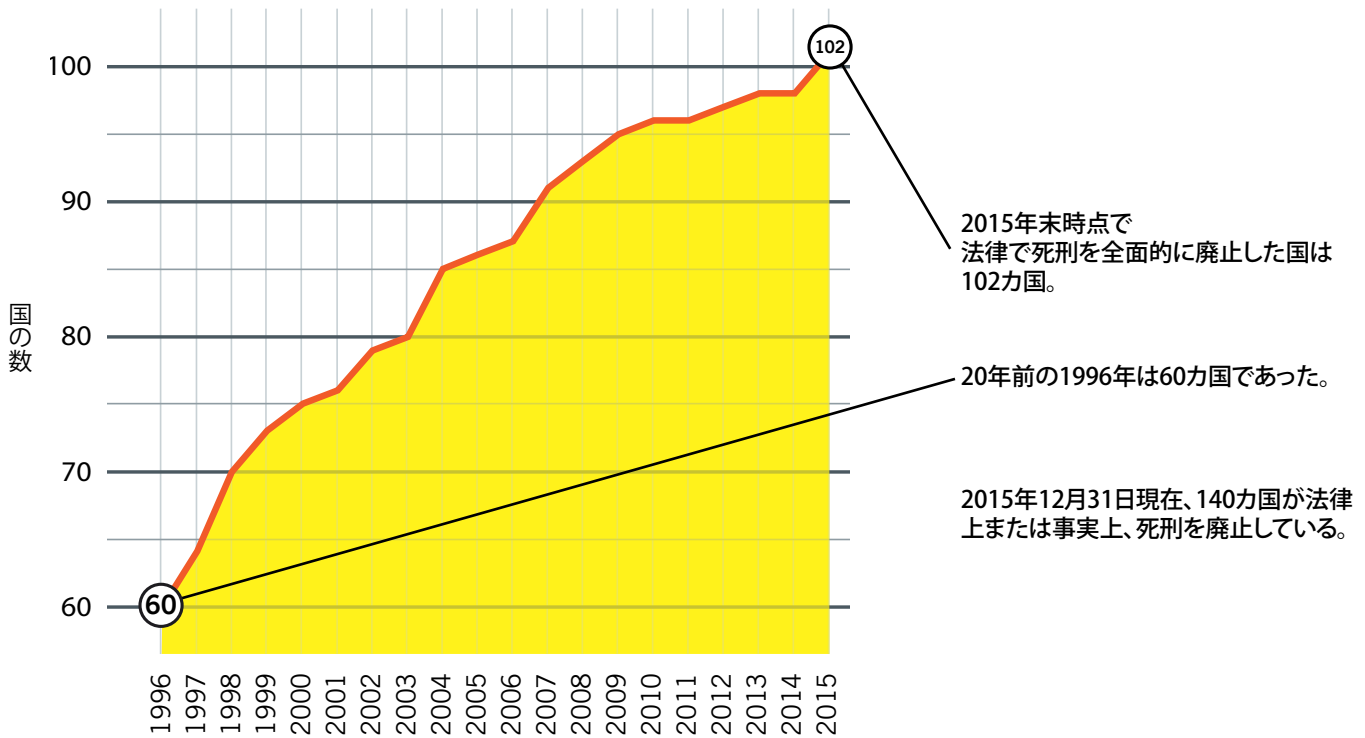
	認知件数		起訴人員		死刑言渡し人員 (第一審)		死刑判決確定人員
	殺人	強盗殺人	殺人	強盗殺人	殺人	強盗殺人	
昭和20年
昭和21年	1,430	351	1,129	244	4	32	...
昭和22年	1,549	394	1,082	220	14	90	...
昭和23年	1,956	323	1,662	212	60	52	...
昭和24年	2,132	257	1,437	152	17	38	...
昭和25年	2,288	234	1,514	159	15	42	...
昭和26年	2,341	191	1,536	121	12	30	...
昭和27年	2,398	193	1,486	169	6	27	...
昭和28年	2,396	158	1,525	149	3	18	...
昭和29年	2,592	198	1,802	107	3	17	...
昭和30年	2,591	201	1,826	136	12	22	...
昭和31年	2,191	192	1,749	141	2	22	...
昭和32年	2,140	147	1,550	90	4	31	27
昭和33年	2,274	153	1,663	130	3	22	25
昭和34年	2,283	154	1,725	109	6	20	14
昭和35年	2,209	136	1,534	99	0	12	33
昭和36年	2,203	100	1,745	81	5	24	22
昭和37年	1,993	93	1,487	66	3	9	14
昭和38年	1,941	92	1,441	53	7	5	17
昭和39年	2,049	96	1,590	66	3	9	9
昭和40年	1,958	102	1,470	70	6	10	7
昭和41年	1,857	141	1,432	77	6	8	13
昭和42年	1,807	98	1,355	73	1	5	14
昭和43年	1,874	86	1,410	65	4	11	11
昭和44年	1,818	72	1,388	65	3	5	11
昭和45年	1,691	42	1,245	40	2	7	14
昭和46年	1,679	48	1,302	40	0	4	6
昭和47年	1,823	49	1,351	39	3	0	8
昭和48年	1,772	42	1,230	59	4	0	4
昭和49年	1,659	49	1,057	35	3	3	2
昭和50年	1,821	42	1,215	38	2	3	3
昭和51年	1,866	74	1,311	56	3	1	2
昭和52年	1,761	53	1,256	50	5	4	2
昭和53年	1,630	41	1,091	44	4	2	4
昭和54年	1,610	55	1,094	49	0	5	4
昭和55年	1,460	45	949	42	4	5	7
昭和56年	1,558	52	1,032	53	1	1	3
昭和57年	1,558	48	1,029	29	5	6	1
昭和58年	1,543	65	1,053	67	2	2	1
昭和59年	1,595	61	1,121	61	3	3	3
昭和60年	1,608	67	1,157	50	4	5	2
昭和61年	1,531	68	1,102	62	2	3	0
昭和62年	1,418	59	1,028	46	3	2	7
昭和63年	1,319	35	846	47	7	3	12
平成1年	1,207	41	750	46	2	0	5
平成2年	1,141	23	684	33	0	1	6
平成3年	1,116	37	632	55	1	2	5
平成4年	1,137	48	622	54	0	1	5
平成5年	1,136	39	684	54	2	2	7
平成6年	1,209	42	700	65	2	6	3
平成7年	1,200	31	764	34	0	11	3
平成8年	1,139	39	728	63	0	1	3
平成9年	1,210	41	746	55	1	2	4
平成10年	1,308	78	758	98	5	2	7
平成11年	1,205	73	775	107	4	4	4
平成12年	1,310	71	817	112	6	8	6
平成13年	1,258	96	827	133	5	5	4
平成14年	1,317	93	888	146	12	6	3
平成15年	1,388	78	905	118	9	4	2
平成16年	1,347	89	830	150	9	5	14
平成17年	1,321	66	764	115	11	2	11
平成18年	1,229	52	685	69	2	11	21
平成19年	1,134	44	610	73	10	4	23
平成20年	1,273	44	593	88	3	2	10
平成21年	1,038	55	486	80	5	4	17
合計	106,795	6,337	73,255	5,509	345	703	465

- 1 「認知件数」及び「起訴人員」の「殺人」には既遂及び未遂の双方を含む。
- 2 「認知件数」及び「起訴人員」の「強盗殺人」には既遂及び未遂双方のほか、強盗致死を含む。
- 3 「死刑判決確定人員」は、各審級においてその年に確定した人員を合計した数である。
- 4 「起訴人員」は延べ人員であり、「死刑言渡し人員」及び「死刑判決確定人員」は実人員である。
- 5 「殺人」は嬰兒殺人を含まない。

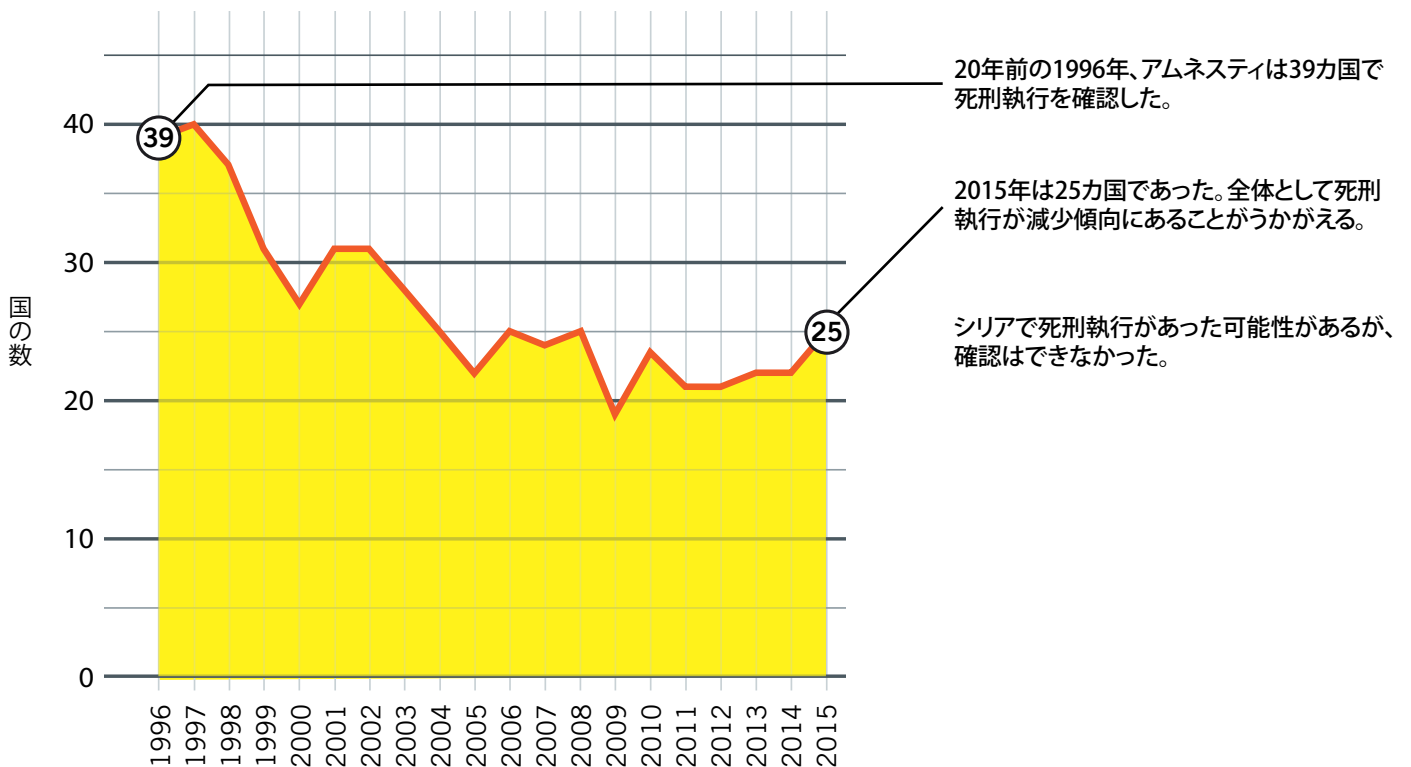
出典 認知件数：「犯罪統計年報」(警察庁発刊)
起訴人員及び死刑判決確定人員「検察統計年報」(法務省発刊)
死刑言渡し人員「司法統計年報」(最高裁判所事務総局発刊)

死刑の潮流 1996-2015

死刑廃止国の増加



死刑執行国の減少



2015年死刑執行国

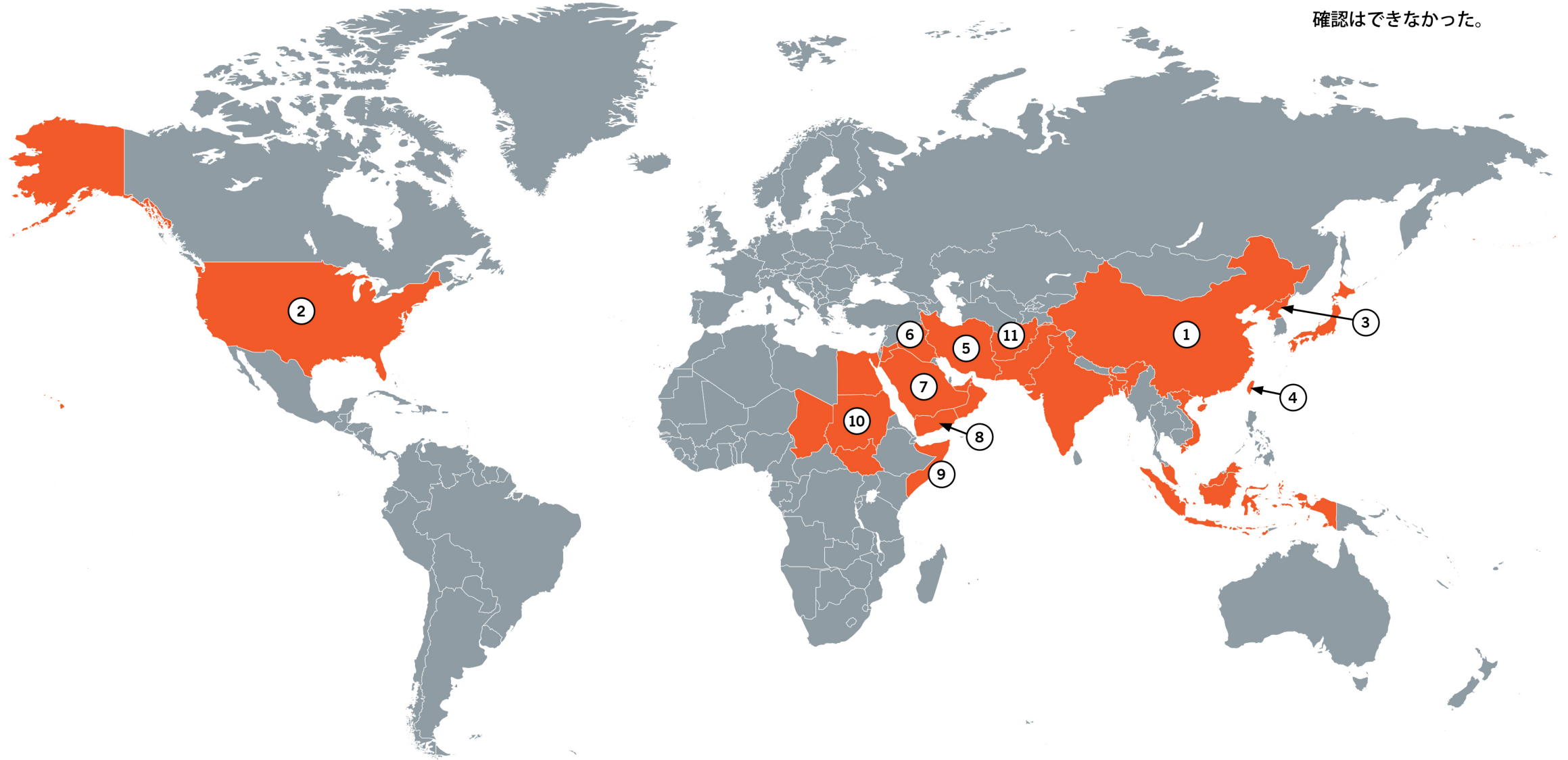
本地図の国境は一般的なもので、アムネスティの考えを示すものではない。

数字の右の「+」は「少なくとも」の意味。数字のない「+」は、確認は得ていないが、1件以上の執行があったとアムネスティが確信していることを示す。

シリアで死刑執行があった可能性があるが、確認はできなかった。



中国	+
イラン	977+
パキスタン	326
サウジアラビア	158+
米国	28
イラク	26+
ソマリア	25+
エジプト	22+
インドネシア	14
チャド	10
イエメン	8+
台湾	6
南スーダン	5+
バングラデシュ	4
シンガポール	4
日本	3
スーダン	3
ヨルダン	2
オマーン	2
アフガニスタン	1
インド	1
アラブ首長国連邦	1
マレーシア	+
北朝鮮	+
ベトナム	+



執行を続ける11カ国 (2011年~2015年)

- ① **中国**
死刑執行件数は国家機密である。
- ② **米国**
執行数は減少し、死刑判決数も過去最低となった。
- ③ **北朝鮮**
不公正な裁判で処刑されている。出国に協力したなど、命を奪わない犯罪でも死刑になる。
- ④ **台湾**
1日で6人が死刑に処された。
- ⑤ **イラン**
不公正な裁判で何百人もの人が処刑された。大多数が薬物犯罪関連である。未成年者の死刑囚が多い。
- ⑥ **イラク**
08年以降の執行。クルド地方で死刑が再開された。
- ⑦ **サウジアラビア**
1995年以降、最も多い執行数。
- ⑧ **イエメン**
内戦のため、2015年3月から12月の執行数を確認することができなかった。
- ⑨ **ソマリア**
確認できた範囲でも増加。
- ⑩ **スーダン**
反政府勢力に対して死刑が適用されている。
- ⑪ **アフガニスタン**
不公正な裁判で死刑が適用されている。